

城西大学・城西短期大学 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく 各責任者等の責任範囲・権限と役割

【最高管理責任者】 学長

<責任と権限> 機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

<役割> 最高管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- ② 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- ③ 様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

【統括管理責任者】 副学長

<責任と権限> 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

<役割> 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

【コンプライアンス推進責任者】 各部局（学部・学科、大学院研究科、別科及び各教育・研究センター）の長、図書館長、別科長、事務局長、教務部長、教務課長、経理課長、調達課長、学長室学務課長

<責任と権限> 当該部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。

<役割> コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- ① 自己の管理監督する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ② 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を統括する。
- ③ 自己の管理監督する部局において、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して行う定期的な啓発活動を統括する。
- ④ 自己の管理監督する部局における公的研究費の管理・執行責任を統括する。

【コンプライアンス推進副責任者】 コンプライアンス推進責任者が任命した者

<責任と権限> コンプライアンス推進責任者を補佐する。

<役割> コンプライアンス推進責任者から指示された業務を行う。